政府の提案は、現場実態を全く反映していません。あらためて、現場実態に基づき具体策を示してください。

2021年11月26日

石川県医療労働組合連合会

委員長　　林　明子

岸田内閣は１９日、「経済対策」として、看護師や介護職などの賃上げについて閣議決定を行いました。報道によれば、「新型コロナウイルスに対応する医療機関に勤務する看護師を対象に、2022年2月から9月の賃金について月4000円引き上げ、その後段階的に3％程度までの引き上げを目指す。22年10月以降の対応は来年度予算編成の過程で検討する。介護職や保育士、幼稚園教諭、障害者福祉事業所の職員に関しては、全員の賃金を月9000円（月収の3％程度）引き上げる。引き上げの原資は交付金で、22年度後半からは診療報酬や介護報酬で対応する見通し。看護師の処遇改善分については、医療機関の判断により理学療法士や看護補助者ら医療スタッフの賃金に充てることも認める。」とされ、「岸田首相は、看護師や介護職、保育士ら、公的に価格が決まる業界で働く人の処遇改善を進め、民間企業の賃上げの機運醸成につなげたい考えだ。」としています。

この内容は、現場実態を全く反映していないものであり、医療・介護等の現場実態をしっかりつかんだものとして対策を行うことを望みます。

まず、第一に「コロナ対応の看護師だけ月額4千円」であるならば、現場に分断と混乱を持ち込むだけです。医療は、コロナに対応している医療機関も対応していない医療機関も一体となって対策を行っています。いうまでもなく、医療機関は、看護師以外の他職種によるチ－ムワ－ク医療で成り立っています。現場の実態に反するものであると言わざるを得ません。

次に、看護師の処遇改善を巡り、「看護師の賃金は全産業平均よりも高い」という評価をしていますが、これも現場実態をまったく反映していないものです。公的価格検討委員会で使われている職種別平均賃金（月収換算）は、夜勤手当を含むものとなっています。加盟組合でも、夜勤手当は、

4,000円から5,000円支払れており、複数8日の基準でいえば、32,000円から40,000円含むものとなっています。夜勤は、心身に強い負荷をかけ、生体リズムに逆らい、労安法上の「有害業務」にあたる夜勤の手当を平均賃金に含むべきではないと考えます。看護師の中には、外来診療や訪問看護など夜勤に従事していない看護師も多数いることを全く考慮していない比較です。

　介護職についても、月額9千円程度では、「無いよりはまし」程度の賃上げであり、所定内賃金が全産業平均より7万円以上少ない賃金水準を解消しなければ、安定した介護従事者の確保にはつながらないと考えます。

　コロナ禍を経て、「医療崩壊」が現実となった今、私たちは、医療や介護の提供体制を拡充する必要性と、そのための人員増は、待ったなしの課題であり、政治の責任だとより強く感じています。医療・介護現場のひっ迫を緩和するには働き続けられる条件がどうしても必要であり、そのために、現実を直視したまともな処遇改善計画を策定することを強く望みます。

以上